平成２７年（フ）第１６１３号
神奈川県綾瀬市深谷中４丁目28番63号　サンライズ201
債務者　高倉　里美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３４号
神奈川県大和市福田3638番地、住民票上の住所神奈川県綾瀬市深谷中６丁目５番35号
債務者　田部　祐次
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３９号
横浜市港北区綱島東３丁目11番45号　綱島東マンション102
債務者　沖　　洋一
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６４０号
横浜市港北区綱島東３丁目11番45号　綱島東マンション102
債務者　沖　惠美子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６２号
横浜市金沢区富岡西２丁目20番25号　ファミューユＵＮＯ202
債務者　村田　和之
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７５５号
横浜市都筑区仲町台１丁目５番１―605号
債務者　大塚　祐子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
長崎県雲仙市小浜町南本町163番地７　石田アパート　Ａ－３号、前住所長崎県雲仙市小浜町北木指925番地
債務者　元村　真紀
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月14日午前11時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
長崎県南島原市深江町丙726番地
債務者　森山　美保
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月14日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
長野県南佐久郡小海町大字豊里1021番地１
債務者　篠原　初子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第５１号
長野県佐久市望月341番地３
債務者　池田　芳子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３９１号
静岡市葵区東千代田２丁目24番10―304号
債務者　稲葉　和代
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９号
沖縄県沖縄市知花５丁目１番14号　上原第二マンション303
債務者　比屋根光明
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５１６号
静岡市駿河区中野新田266番地の11　メゾン・ド・コスモ401号
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８６２号
大阪府八尾市東山本新町７丁目１番24―203号
債務者　宮本明子こと　朴　　明子（旧姓惣田）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９６５号
大阪府東大阪市北石切町14番６号　シンフォニーレジデンス石切１－Ａ
債務者　西本　　愛
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１７１号
大阪府茨木市東太田１丁目３番318号
債務者　前川　理香（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部